

「明石市チャレンジ・スタートアップ事業者支援補助金」について

- 1 明石市チャレンジ・スタートアップ事業者支援補助金の交付申請に際して  
本補助金の交付申請をお考えの方は、下記の事項に承諾していただいたうえで申請をしてください。

★補助金交付対象者となった場合は、

- (1)市ホームページなどに事業者名や実施事業内容等を掲載すること。
- (2)本補助金を活用した事業であることの表記や掲示を行うこと。
- (3)次年度の説明会等において、開発した商品の無償提供（貸出でも可）や実施した事業の実績報告書の掲示などをすること。
- (4)可能な範囲内で説明会や成果報告の発表会などに出席すること。
- (5)その他、市が主催する事業やイベントなどへの商品の紹介や提供（貸出でも可）などに可能な範囲内で協力すること。

2 事業の内容

項目	内容	特記事項
趣 旨	明石市及び明石産品の認知度向上や市の産業の更なる振興を図るため、新商品・新サービスの開発や販路の開拓・拡大にチャレンジ・スタートアップしようとする、活力ある市内の事業者の取組を支援することを目的とした、「明石市チャレンジ・スタートアップ事業者支援補助金」により、それに要する経費の一部を補助しようとするものである。	
対象となる取組	(1)新商品・新サービスを開発するための取組 (2)販路を開拓・拡大するための取組	(1)同一申請内容(取組)において、他の補助金等を受けている場合、その額を控除した額が補助対象経費となる。 (2)同一申請者(事業者)による申請は年1件とする。 (3)実施年度内の具体的な事業実施が必要。事業が実施されない場合は補助金交付対象外(補助金返還対象)となる。
対 象 者	(1)市内に本社・本店(主たる事業所)がある中小企業者・小規模事業者(個人事業主を含む) (2)申請年度中に市内で創業を予定されている方	(1)中小企業信用保険法に規定する者  (2)は下記のいずれかの者とする。 ①特定創業支援等事業を受けた創業者又は受ける予定の者 ②政策金融公庫等金融機関の創業支援融資を受ける者又は受ける予定の者 ※「受ける予定の者」が受けなかった(受けられなかった)場合は、補助対象外となる。

項目	内容	特記事項
※対象外となる事業者	(1)明石市税を滞納している者。 (2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を行う者 (3)明石市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団関係者	(1)応募最終日時点で、納税状況の確認します
補助率及び限度額	補助対象経費の2/3以内 上限500千円	対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（その額に千円未満の数があるときは、これを切り捨てた額）又は500千円のいずれか低い額
補助対象経費	(1)機器等購入費（新規購入、改造・改築等含む）	(1)申請内容(取組)の遂行に必要な不可欠な機器の購入等に要する経費 ※土地・建物の購入など一部対象外有
※補助対象経費は消費税及び地方消費税を除いた額	(2)広報・宣伝費	(2)新商品・新サービスの周知又は販路開拓に向けたパンフレット、ポスター、チラシ等の作成、及び広報媒体等を活用するために必要な経費
	(3)ウェブサイト関連費	(3)販路開拓等を行うためのウェブサイトやECサイト等の開発、構築をするために必要な経費
	(4)展示会等出展費	(4)展示会等への新商品の出品、販路開拓のための出展、又は商談会に参加するために必要な経費
	(5)旅費	(5)事業計画書に基づく販路開拓（展示会等の会場との往復を含む。）等を行うために必要な経費
	(6)開発（原材料）費	(6)新商品の試作品や包装パッケージの試作品の開発などに伴う原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために必要な経費
	(7)資料購入費	(7)申請内容(取組)の遂行に必要な不可欠な書籍等を購入するために必要な経費
	(8)賃借料	(8)申請内容(取組)の遂行に必要な不可欠な機器・設備等のリース・レンタルに必要な経費 ※レンタカー(車)等一部対象外有
	(9)委託費	(9)上記(1)から(8)に該当しない経費であって、申請内容(取組)の遂行に必要な不可欠な業務の一部を第三者に委託(委任)・外注するために必要な経費(自ら実行することが困難な業務に限る。例:商品開発などのための相談・助言等のコンサル料など) ※取組内容の主たる部分又は補助金の大部分を一括して委託等することは不可
	(10)その他市長が特に認める経費	

項目	内容	特記事項
補助期間	交付決定日～令和8年3月31日	年度末までに完了すること。
審査方法	審査委員会における書類審査及びプレゼンテーション審査	
審査基準	新商品・新サービスの開発又は販路開拓のための (1)事業計画の有効性 (2)認知度等の向上 (3)産業振興等への貢献 (4)新規性・新奇性又は販路拡大への期待 (5)経営方針・目標の妥当性 (6)創意工夫 (7)環境に配慮した事業の視点	詳細は「明石市チャレンジ・スタートアップ事業者支援補助金審査要領」  ※新規性はまったく新しい状態・物を表すのに対し、新奇性は目新しく、他にはない珍しい状態・物を表します。
補助金申請・交付	(1)交付決定後に取組に着手(事前着手不可) (2)実績報告後に補助金を確定・交付	(1)年度末までに事業が完了しない場合や事業を中止する場合などは、補助金交付対象外(補助金返還対象)となる。 (2)原則、交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定

### 3 補助金申請時等に提出する書類

項目	必要な書類
交付申請に必要な書類	(1)補助金交付申請書(様式第1号) (2)事業計画書(様式第1号-1) ※創業予定者の場合はそれに係る事業計画書の提出要 (3)収支予算書(様式第1号-2) (4)誓約書(様式11号) ※許認可の取得、他の補助金を受けている場合の報告、暴力団でないこと、市税等の完納、下記(5)①②を受ける予定、誓約違反に対する補助金の不支給及び返還など (5)法人の場合 法人の全部事項証明書または登記簿謄本(市内で操業が確認できる書類) (6)個人事業主の場合 個人事業の開廃業等届出書または確定申告(市内で操業が確認できる書類) (7)創業予定者の場合 ①特定創業支援等事業を受けたことが分かる書類 ②日本政策金融公庫等金融機関の創業支援融資を受けたことが分かる書類 ※「受ける予定の者」が受けなかった(受けられなかった)場合は、補助対象外となる。
変更申請に必要な書類	(1)補助金変更交付申請書(様式第4号) (2)事業計画書(変更後の内容)(様式第1号-1)

	(3)収支予算書(変更後の内容)(様式第1号-2)
中止・廃止に必要な書類	(1)補助事業中止(廃止)届出書(様式第6号)
実績報告に必要な書類	(1)補助事業実績報告書(様式第7号、7号-1) ※写真やチラシなどの添付 (2)収支決算書(様式第7号-2) (3)支出を証する書類(領収書等の写し)
補助金請求に必要な書類	(1)補助金請求書(様式第9号) (2)債権者登録申請書(登録が無い場合のみ)